

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.2. Vol.96

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『代襲相続と代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポートと、公正証書遺言作成サポート』
- ・パートナー専門家紹介・・・『小林隆行税理士事務所 代表 税理士 小林 隆行 様』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

我が家はフルタイムの共働き夫婦。家事は分担して行っていますが、料理だけは、私が炊飯器に米をセットすることぐらいしかできない料理ダメ男で、ほとんど戦力になれずに歯痒い思いをしていました。

そこで昨年、一念発起して、私が料理教室に通うことを奥さんに宣言。昨年11月から、近場の料理教室に通い始めました。

お陰で料理のレパートリーが増えて、今では、牛丼、チキンマカロニグラタン、サバの味噌煮、豚の生姜焼きを自宅で作るまでになりました。

この調子で、仕事においても新しいスキル（特にITスキル）を積極的に学んで身に付けていきたいと思えます。

<サポート事例>

『代襲相続と代償金の支払いを伴う遺産分割協議サポートと、公正証書遺言作成サポート』

一昨年にご長男を亡くされ、その翌年に夫を亡くされたF.A様。自宅敷地と建物の一部の名義が夫名義だったため、同居する二男の名義に相続登記することをご希望でいらっしゃいました。

ご長男に代襲相続が発生していたため、相続人は、F.A様、ご長男の子供たち（3名）、二男様の計5名。遺言書は残されていなかったため、相続人全員で遺産分割協議を行う必要がありました。

ご長男の子供たちとは、長い間疎遠になっていたため、ご長男のお嫁さんを通じて子供たちにご協力を仰ぐことになりました。

当事務所では、F.A様と関係があまり良くなかったご長男のお嫁さん宛てに出すお手紙の内容と一緒に考え、お嫁さんからの法的な質問に対応したほか、代償金の支払いについてのアドバイスを通じて遺産分割協議書の作成をサポート。パートナー司法書士と連携して相続登記までをサポートさせていただきました。

続いて、F.A様ご自身の相続に備えて、F.A様の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「最初にお会いしたときから、昔からの友人のようでした」（遺産分割協議サポート、公正証書遺言作成サポート 練馬区 F.A様 92歳）

つづき↓

＜サポート事例＞

—当初、どのようなことでお困りだったのですか？

もともと長男のお嫁さんとの関係があまり良くななくて。そんな中、一昨年、一番元気で頑丈だった長男が亡くなって、その翌年に夫が亡くなりました。

夫の名義になっている土地と建物の相続登記をしようと思って専門家の人に相談したときに、このような場合は、長男の子供たち（F.A様にとっての孫）が（代襲）相続人になるということをはじめで知りました。その方に、お孫さんたちと連絡がとれないと登記できないですよ、と言われてしまって。孫たちとはもう長い間連絡を取っていませんし、どこに住んでいるのかも分かりません。どうすればいいのか、途方にくれていました。

—何がきっかけで当事務所のことを知りましたか？

税務署の相談会に行った際に担当して下さった税理士さんが、銚立先生のことを紹介して下さいました。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

長男のお嫁さんに出す手紙の内容を一緒に考えて下さって本当に助かりました。

私も92歳ですよ。体が言うことをきかないですし、今回は色々なことがあって疲れ果てました。そんな状況だったので、最後にやさしくていい先生にお会いできて本当に良かったです。銚立先生は、最初にお会いしたときから、昔からの友人のようでした。元気が出ましたよ。

＜パートナー専門家紹介＞

■「動きが速くてレスポンスがいい」（小林隆行税理士事務所 代表 税理士 小林 隆行 様）

—実際に一緒に仕事をしてみていかがでしたか？
（代償分割を伴う相続手続き、地方の相続税申告案件、法人の解散・清算手続きなど）

練馬区大泉学園で15年、税理士事務所をやっています。主に建設業関係と地主さんのお客様の税務会計業務を行っています。

銚立先生は、まず動きが速くてレスポンスがいい、という印象があります。それと、信用金庫の方や弁護士さんなど、色々な人を知っていて、つながりが多いですよ。

最近ご紹介させていただいたお客様のAさんは、もともと税理士会の無料相談会に来られた方で、ある司法書士さんに「相続登記をしたい」と相談したら、「相続人の連絡先が分からないと登記できない」と断られてしまったそうで、ちょうどその時、銚立先生と一緒に行方不明の相続人がいる相続案件をやっていたので、銚立先生なら対応していただけたらと思ってご紹介させていただきました。

無事Aさんのご主人の相続手続きが終わり、先日Aさんご自身の公正証書遺言の証人を務めさせていただきました。先々のことまでご手配していただいております。

小林隆行税理士事務所

東京都練馬区東大泉 3-23-12 TEL 03-3925-6136

＜編集後記＞

私が通う料理教室、20人ほどの生徒さんがいる中で、男性は私と年配男性の二人だけ。めっちゃアウェー感が満載です（汗）。教室が始まると、私は数少ない男性のためか、先生が気を遣ってくれてよく声をかけてくれます。それはとてもありがたいのですが、皆の前で「ほら銚立さん、ちゃんと見てくださいね！こうやるんですよ」と言われるたびに油汗が、1年間とにかく頑張ります！

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立 榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

WEBからも、本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！